

東白川郡矢祭町における 「固定資産評価額通知書」 の取扱い変更に関するお知らせ

従来、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、矢祭町長が交付した『固定資産評価額通知書（「固定資産評価証明（登記申請用）」をいう。）』等を登記申請者が登記申請の添付書類として福島地方法務局白河支局へ提出していただいておりますが、以下のとおり手続等が一部変更となりました。

✚矢祭町内の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請をされる際に、矢祭町長が交付しておりました「固定資産評価額通知書」は、未評価地を除き令和4年7月31日をもって廃止されました。（未評価地については継続交付されます。）

✚「固定資産評価額通知書」に代わるものとして、「固定資産税（土地、家屋）課税明細書（納税通知書送付時に添付）」が使用できます。上記固定資産税（土地、家屋）課税明細書がない場合は、矢祭町長が発行する「固定資産評価証明書」又は「土地、家屋名寄帳」等を取得することにより不動産価格が確認できます。

※「固定資産評価証明書」、「土地、家屋名寄帳」の請求方法等につきましては、矢祭町役場自立総務課税務グループ（TEL直通 0247-46-4572）までお問い合わせください。

✚登記申請をされる際は、「固定資産税（土地、家屋）課税明細書」、「固定資産評価証明書」等により、これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

✚未評価の土地につきましては、引き続き、登記官の依頼による矢祭町長宛ての価格通知依頼書により「固定資産評価額通知書」を取得することができます。

令和4年8月

福島地方法務局白河支局

TEL0248-22-1207（登記直通）